

RoHS2 フタル酸エステル対応はお済みですか!?

改正 RoHS 指令 (RoHS2) 付属書 II に新たにフタル酸エステル 4 種が追加されました。欧州では2019年7月22日以降、規制フタル酸類を含有する下記のRoHS規制対象品目の製品は、流通できなくなりました。

RoHS指令は以下11分類の全ての電気・電子機器 (交流1,000V以下、直流1,500V以下) が対象です

- ・ 大型家庭用電気製品 (冷蔵庫・洗濯機・エアコンなど)
- ・ 小型家庭用電気製品 (掃除機・時計・電動歯ブラシなど)
- ・ 情報技術・電気通信機器 (パソコン・コピー機・携帯電話など)
- ・ 民生用機器 (テレビ・ビデオカメラ・ハイファイオーディオ・アンプ・楽器など)
- ・ 照明機器 (ランプ類・照明制御装置)
- ・ 電気・電子工具 (電気ドリル・ミシン・はんだ用具など)
- ・ 玩具・レジャー用品・スポーツ用品
(ビデオゲーム・電気電子部品を含むスポーツ器具・スロットマシンなど)
- ・ 医療機器
- ・ 産業用を含む監視および制御機器
- ・ 自動販売機 (飲料自動販売機・食品自動販売機・現金自動引出機など)
- ・ その他の電気電子機器



規制されるフタル酸エステルは、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)、フタル酸ベンジルブチル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DiBP) の 4 種です。



2.8 万円/1 検体 (4 成分)

標準納期 7 営業日 (特急は 4 営業日 50%割増料金)

当試験所では、玩具や酒類、炭酸飲料等についてのフタル酸エステル類の豊富な経験のもと、RoHS2に対応したフタル酸エステル試験にも対応しております。

RoHS2対応フタル酸エステル類の検査は是非、当試験所にお任せください。



お問合せはこちらまで

一般財団法人 日本文化用品安全試験所



大阪事業所 化学分析部

TEL 072-968-2228

kagaku-osaka@mgsl.or.jp

中国向け酒類中のフタル酸エステル検査はお任せください!!

中国に酒類を輸出する際には、通関時にフタル酸エステル類の検査証明書が必須です！これは、中国において白酒から基準を超えるフタル酸ジブチルが検出されるなどしたため 蒸留酒のフタル酸エステル類の基準を以下のように定めたことによるものです。

フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP)	1.5 mg/kg以下
フタル酸ジブチル (DBP)	0.3 mg/kg以下
フタル酸ジイソノニル (DINP)	9 mg/kg以下

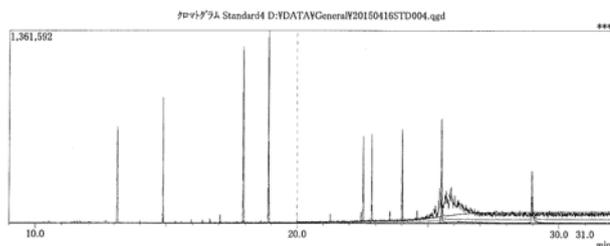
弊所では、中国で規制されている3種類のフタル酸エステルのほか、次のものを合わせた10種類の可塑剤の分析が可能です。各成分の定量下限は 0.01~0.05 mg/kg です。

フタル酸ジメチル(DMP)、フタル酸ジエチル(DEP)、フタル酸ジイソブチル(DiBP) フタル酸ベンジルブチル(BBP)、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHA/DOA) フタル酸ジオクチル(DnOP)、フタル酸ジ-n-デシル(DDP)。

その他の可塑剤や鉛の含有量試験についてはご相談ください。

標準納期：10営業日

お急ぎの場合はご相談ください



GC/MS による可塑剤 10 種のマルチイオンクロマトグラム(1µg/mL)



参考

フタル酸エステル類は、ポリ塩化ビニル(PVC)などの可塑剤として使われています。可塑剤を含む素材とアルコールが接触することで可塑剤の一部が溶け出し、酒類に混入するのではないかと考えられています。

フタル酸エステル類は、生殖機能、免疫系、消化器系などに悪影響を与えると指摘されており、様々な分野で規制されています。

お問い合わせはこちらまで



MGSL

一般財団法人 日本文化用品安全試験所

大阪事業所 化学分析部

TEL 072-968-2228 kagaku-osaka@mgsl.or.jp

米国のフタル酸エステル規制が改正されました!



米国CPSC (消費者製品安全委員会) はCHAP (慢性毒性諮問委員会) の玩具・育児用品に使用される可塑剤に関する「CHAP 最終 報告書」を受け、禁止物質の見直しを行い、2018年4月25日に改正を行いました。

改正点の概要は次の通りです。

通例、玩具・育児用品に使用されないDnOP・DIDPの暫定禁止を撤回するとともに、DINPについては恒久禁止とする。

新たに4種のフタル酸(DIBP, DPenP, DHexP, DCHP)について、恒久的な禁止とする。

これにより米国では8種のフタル酸エステルが規制されることになりました。



当財団では、従来の6種 (DEHP, DBP, BBP, DINP, DIDP, DnOP) に加え新たに追加された4種 (DIBP, DPenP, DHexP, DCHP) を加えた全10種のフタル酸エステルの分析を実施しております。皆様の製品の安全安心のため、是非当財団にご相談・ご依頼ください。

略号	名称 (CAS No.)	日本 (6 種)	米国 (8 種)	EU (6 種)
DEHP	Di(2-ethylhexyl) Phthalate (117-81-7)	●	●	●
DBP	Di-n-butyl Phthalate (84-74-2)	●	●	●
BBP	Butylbenzyl Phthalate (85-68-7)	●	●	●
DINP	Diisononyl Phthalate (28553-12-0 & 68515-48-0)	●	●	●
DIDP	Diisodecyl Phthalate (26761-40-0 & 68515-49-1)	●		●
DnOP	Di-n-octyl Phthalate (117-84-0)	●		●
DIBP	Diisobutyl Phthalate (84-69-5)		●	
DPenP	Di-n-pentyl Phthalate (131-18-0)		●	
DHexP	Di-n-hexyl Phthalate (84-75-3)		●	
DCHP	Dicyclohexyl Phthalate (84-61-7)		●	

上記以外のフタル酸エステル類についても分析可能ですのでご相談ください。
納期、検査料金についてもお気軽にお問い合わせください。

お問合せはこちらまで



一般財団法人 日本文化用品安全試験所

大阪事業所 TEL 072-968-2228

E-mail : kagaku-osaka@mgsl.or.jp